

令和 2 年度第 1 回奈良市建築審査会会議録			
開催日時	令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 2 時から		
開催場所	奈良市役所北棟 2 階第 16 会議室		
出席者	委員	梶会長、相河委員、神吉委員、清水委員、中山委員、向井委員【計 6 人出席】	
	特定行政庁 事務局	荻田都市整備部長、田中都市整備部次長、徳岡 JR 新駅周辺整備推進課長、田淵指導係長、山村	
開催形態	公開（傍聴人 0 人）	担当課	都市整備部建築指導課
議題	1. 議案第 R0201 号 建築基準法第 3 条第 1 項第三号の規定に基づく歴史的建築物の活用について 2. 議案第 R0202 号 建築基準法第 44 条第 1 項第二号許可について 3. 議案第 R0203 号 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可について（報告） 4. 議案第 R0204 号 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可について（報告）		
決定事項	1. 議案第 R0201 号について同意。 2. 議案第 R0202 号について同意。 3. 議案第 R0203 号について了承。 4. 議案第 R0204 号について了承。		
<b>議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等</b>			
1 議案第 R0201 号について <●：委員の意見、○：事務局の回答> ・建築基準法第 3 条第 1 項第三号の規定に基づく歴史的建築物の活用について事務局から説明 ●歴史的建造物委員会設置要綱第 1 条 2 号の伝統的工法に携わる職人の定義とは。 ●歴史的建造物委員会設置要綱第 4 条の委員の任期はいつまでを想定しているか。 ○歴史的価値のある建造物が存在する以上は続いていくと考えます。建築士会と協議を続けていくので、用語の趣旨等確認しておきます。 ●歴史的建造物委員会に保存活用計画を出して審議し、もう一度保存活用計画を奈良市建築審査会で審議するという二度手間になるが、違う観点から審議するのと同じ様な審議を行うのか整理が必要になるのでは。 ○所有者は、建築士会で相談しながら保存活用計画を作成して尚且つ、歴史的建造物委員会で審議して頂いて、保存活用計画が OK であればそれを持って建築指導課に同			

意の為の申請をします。そして申請を受けた建築指導課は審査会に同意してよろしいか審議いただきます。内容としては歴史的建造物委員会で審査されましたということで審議していただきます。

●報告レベルにならないか。

○建築基準法で同意を要しているのです、同意は必要になってきます。包括同意基準が出来れば、事後報告となる可能性もあるが、前回の議論の中でも包括同意基準を作るとなれば様々なパターンがあるので、審議を積み重ねていかないと難しいので個別に審議するという話になりました。

●歴史的建築物に指定するかどうかは誰が決めますか。

○建築審査会です。審査会で同意頂ければそれを指定します。

## 2 議案第 R0202 号について

・建築基準法第 44 条第 1 項第二号許可について事務局から説明

●新しい支柱は道路の外になるのでは。

○少しでも歩道の有効幅を確保する為に隣地に柱を建てる計画となっています。

●小学校前という事もあり、ガードレールが低く新しい支柱との隙間も大きいので転落の危険があるので対策が必要です。

○隙間に関しては工事業者に対処するよう伝えます。

## 3 議案第 R0203 号について

・建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可（報告）について事務局から説明

●空地部分に長さの規定はないのか。消防活動の事も考えるべきでは。

○幅員 4m 以上若しくは通り抜けの空地については長さの規定はないです。個別審議である幅員 4m 未満の袋地状の空地の場合は、幅員により延長の規定があります。この許可案件に関しては案件ごとに消防同意を頂いておりますので、消防の観点からはその時に審査されていると思います。

## 4 議案第 R0204 号について

・建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可について事務局から説明

<特に意見等なし>

資料	【資料 1】次第、目次及び議案書
----	------------------